

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年4月23日(2020.4.23)

【公開番号】特開2018-153427(P2018-153427A)

【公開日】平成30年10月4日(2018.10.4)

【年通号数】公開・登録公報2018-038

【出願番号】特願2017-52590(P2017-52590)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

A 6 3 F 7/02 3 2 6 D

A 6 3 F 7/02 3 2 6 C

【手続補正書】

【提出日】令和2年3月12日(2020.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

枠状の基枠部と前記基枠部の前面側に位置する前枠部とを含む遊技機枠を備える遊技機において、

前記遊技機枠は、当該遊技機枠の上部を装飾する上部装飾部を備え、

前記上部装飾部は、前記遊技機枠の上縁よりも上方に位置する膨出部を備え、

前記膨出部の後側には、前方に向かって斜め上方に傾斜する傾斜部分が形成されていることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

請求項1に記載の遊技機において、

前記傾斜部分の垂直線に対する傾斜角度は、25度以上であることを特徴とする遊技機。

。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

ところで上記文献の記載の遊技機では、上部装飾部のインパクトという観点では改善の余地があった。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は上記事情に鑑みてなされたものである。すなわちその課題とするところは、上部装飾部のインパクトを強めることが可能な遊技機を提供することにある。

【手続補正4】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0007**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0007】**

本発明の遊技機は、

枠状の基枠部と前記基枠部の前面側に位置する前枠部とを含む遊技機枠を備える遊技機において、

前記遊技機枠は、当該遊技機枠の上部を装飾する上部装飾部を備え、

前記上部装飾部は、前記遊技機枠の上縁よりも上方に位置する膨出部を備え、

前記膨出部の後側には、前方に向かって斜め上方に傾斜する傾斜部分が形成されていることを特徴とする遊技機である。

【手続補正5】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0008**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0008】**

本発明の遊技機によれば、上部装飾部のインパクトを強めることが可能である。